制度改正に伴う専門家派遣等事業

働き方が変われば、決め事もルールも変わる!

## 改革における関連法・助成金』

2019年4月1日より順次施行された「働き方改革関連法」、そして、「年次有給休暇の時季指定」 「時間外労働の上限制限」、「同一労働同一賃金」など、今後数年を見据えた大改革が既に始まっています。

相談料無料 各日先着6事業所

1組1時間 完全予約制

例えば、令和3年4月1日からスタートした同一労働同一賃金

令和4年4月1日からスタートするパワハラ防止法対策・男性の育児休暇取得促進のための会社にあった対策等です。

今回は、「同一労働同一賃金」「年次有給休暇と労働時間の把握と記録の義務化」「長時間労働の抑制」

「高年齢者雇用安定法改正」「コロナ禍における会社の対応」「働き方改革対応に関わる助成金」等の個別相談会を実施します。 ※2021年度助成金内容(記載の助成金に関しては制度の改正より、変更になることがあります。)

制度導入・設備投資の助成金

業務効率化の設備投資で



人材確保等支援の助成金

雇用管理制度の導入など雇用管理の 改善を行い離職率低下の目標を達成で



採用や定年延長の助成金

契約社員・パート・社員等を 正社員にすることで

定年延長・継続雇用制度の実施で

健康診断等制度の助成金

パートにも法律以上の 健康診断を受診させることで



社内研修・健康等制度を構築・実施で



子育て支援の助成金

女性の育児休業(3カ月以上)の取得と 子の看護休暇制度構築で



男性社員の育児休業の取得と 育児目的休暇制度構築で



●開催日時

令和3年

松本商工会議所 (松本市中央1-23-1) 11/9(火) 3階301会議室 12/7(火) 6階603会議室 ●会

象: 働き方改革に関する事、または 助成金 (厚生労働局) に関する事等でお悩みの事業者の方 ●対

社会保険労務士法人未来経営 社会保険労務士 奥原 ●講

各日先着6事業所(1事業所1時間 希望時間が被った場合は調整いたします)(定員になり次第締め切らせて頂きます) ●定

●持 ち 物:賃金台帳、就業規則、支給控除 −**覧表、労働者名簿**等(ご用意できるものだけで構いません)

●申込方法:下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXかメールにてお申込みください。

(当所HPからダウンロード可能 https://www.mcci.jp)

お問い合わせ先

営支援部・経営情報部

主催

松本商工会議所 経営支援部・経営情報部

共催 松本地区雇用福祉協議会

〒390-8503 松本市中央1-23-1 TEL: 0263-32-5350

働き方改革における関連法・助成金個別相談会」参加申込 メール: soudan@mcci.or.ip

FAX:0263-32-1482

参加日 で希望日に ○をしてください )	①11月9日(火)・②12月7日(火)	<b>時間</b> ( ご希望時間に ○をしてください )	① 9時~ ④ 13時~	② 10時~ ⑤ 14時~	③ 11時~ ⑥ 15時~	
事業所名		業種 (事業内容)				
住 所	(〒 – )					
TEL		FAX				
E - MAIL						
参加者名		参加者名				
相談内容について						

【個人情報の利用目的について】

N個人(同報の行用の)について」 \*本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講習会開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、 講習会運営等に関する目的でのみ使用します。 \*新型コロナウイルス感染者が判明した場合は、個人情報を必要に応じて保健所等機関に提供する場合があります。

松本商工会議所

FAX.0263-32-1482